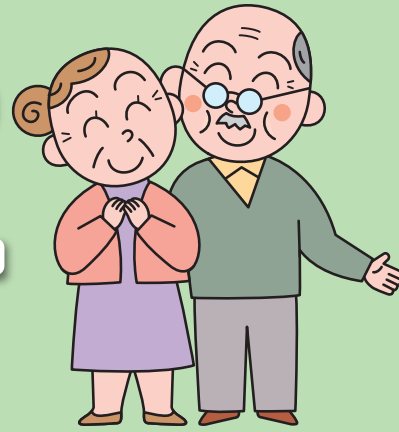


耐震シェルター等の 設置を支援します



■制度の概要

昭和56年5月31日以前に着工した木造の建築物に対して、地震発生時の建物倒壊から自らの安全を確保するため、耐震シェルター等の設置を行う方に、費用の一部を助成する制度です。

■助成対象者

助成対象者は、以下の要件をすべて満たす方です。

1 昭和56年5月以前に建築した杉並区内の木造住宅（階数が2階以下の一戸建て住宅、長屋または共同住宅）に現に居住している。

2 下記の(1)～(7)のいずれかに該当している。

- (1) 65歳以上の方
- (2) 介護保険認定者（要介護1から5まで）
- (3) 身体障害者手帳所持者（1級から3級まで）
- (4) 愛の手帳所持者（1度から3度まで）
- (5) 精神障害者福祉手帳所持者（1級から3級）
- (6) 難病患者福祉手当受給者
- (7) 上記(1)～(6)に該当しない、地域のたすけあいネットワーク「地域の手」登録者

令和3年度の申請受付期間

**4月1日(木)～
12月24日(金)**

※令和4年3月25日までに完了実績報告ができる工事のみ受付します。
※次年度は4月1日から受付予定です。

3 杉並区木造住宅等耐震改修工事に係る助成金の交付を受けていない。

4 共同住宅や借家に居住する方は、建築物所有者の承諾を得ている。

■助成対象経費及び助成金の額

◎助成対象となる経費

耐震シェルター等の設置に要する経費（設置する床の補強工事等及び設置に係る設計及び工事監理に要した費用を含む）とします。

◎助成金の額

「助成対象となる経費」の9割までで、その額が50万円を超えるときは、50万円を限度とします。（千円未満切り捨て）

■助成対象となる耐震シェルターとは

地震発生時に、居住している住宅の倒壊から自らの生命を守るための装置です。東京都が「安価で信頼できる木造住宅の耐震改修工法・装置」の装置部門で選定（別紙参照）しているもので、住宅の1階に設置するものが対象となります。

申請窓口で「安価で信頼できる木造住宅の耐震改修工法・装置」を閲覧できます。

助成申請

工事の契約・着工前に、申請書等を提出してください。



助成金交付決定通知(区)

申請内容を確認し、『助成金交付決定通知書』と『耐震シェルター等設置完了実績報告書』等を郵送します。



業者との契約・工事着工

工事箇所ごとに設置前、設置中、設置後の施工過程がわかる写真を撮るよう施工業者に必ず依頼してください。



工事完了

完了実績報告

耐震シェルター等設置工事完了後、右の書類を提出してください。



完了検査(区)

区の職員がお宅に伺い設置状況を確認します。



助成額確定(区)

『助成額確定通知書』を送付します。



助成金交付(区)

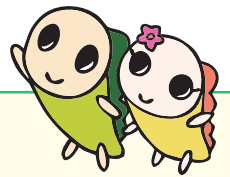
助成金を口座に振り込みます。

- ①耐震シェルター等設置助成金交付申請書
- ②対象者であることが確認できる書類
(介護保険被保険者証、障害者手帳、住民票等)
- ③設置住宅に居住していることがわかる書類(同上)
- ④設置住宅の所有を証する書類(登記簿謄本、固定資産税納税通知書および課税明細書等)
- ⑤設置住宅の構造、建築年等が確認できる書類(建築確認通知書、固定資産税納税通知書および課税明細書等)
- ⑥設置計画図書(案内図・設置場所を示した平面図・製品仕様書や組立要領を全て)
- ⑦耐震シェルター等設置費見積書
- ⑧対象住宅の所有者でない場合は、所有者の承諾書
- ⑨その他区長が必要と認める書類

※添付書類は他にも必要な場合がありますので、お問い合わせください。

- 助成金交付決定通知を受けてから書面による工事の請負契約書を交わし、工事に着工してください。

- ①耐震シェルター等設置完了実績報告書
- ②請負契約書(写し)
- ③設置工事に要した費用を支払った際の領収書(写し)
- ④工事写真(設置前・設置中・設置後)
→工事写真表紙と施工図面を添付してください
- ⑤請求書兼口座振替依頼書
- ⑥その他区長が必要と認める書類



申込み・問合せ先

杉並区 都市整備部 市街地整備 課耐震改修担当
03-3312-2111 (代)
〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1